

島 調 発 第 1 3 8 号

平成19年12月13日

各 会 員 殿

島根県土地家屋調査士会

会 長 加 藤 俊 彦

地方税法第422条の3の規定による土地又は建物の価格に関する
市町村長の通知書の運用について（通知）

12月5日付け登第167号をもって、松江地方法務局より別添のとおり、依頼がありましたので、お知らせいたします。



会 長	副 会 長	記 録	受 付	担 当 幹
12/10 X-IL 送信済	安達 和伸 12/10 X-IL 送信済			

島根県司法書士会長 殿

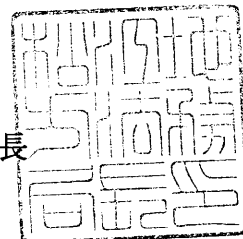
島根県土地家屋調査士会長 殿

登 第 1 6 7 号

平成19年12月5日



松江地方法務局長



地方税法第422条の3の規定による土地又は建物の価格に関する市町村長の通知書の運用について（依頼）

登記行政については、平素から多大な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局管内登記所においては、市町村長から地方税法第422条の3の規定に基づき各登記所に送付を受けた土地・家屋の評価額通知書に記載されている情報（以下「評価額情報」という。）を、登記申請人等が登記申請に当たって必要とする場合には、便宜、当該申請人からの照会に対して当該不動産の評価額を開示する取扱いをしているところです。

しかしながら、地方税法上は、登記所が評価額情報を開示できる規定はなく、また、個人情報を含むあらゆる情報の管理徹底の必要性からも、上記のような取扱いを継続することは不適切であることから、当局管内各登記所における現在の取扱いを本年12月28日をもって廃止し、評価額情報の非開示後の取扱いについて別添のとおり取り扱う旨を、当局首席登記官から管内支局長あてに通知しました。

ついては、貴会会員の皆様には、御不便をおかけしますが、このような事情を御賢察いただきますとともに、今後は、登記事務処理の早期完了の観点から、別添の「地方税法第422条の3の規定による土地又は建物の価格に関する市町村長の通知書の非開示後の取扱いについて」（平成19年12月5日付け登第166号首席登記官通知）のとおり取り扱うこととしましたので、御協力を賜り、会員の皆様に周知いただくようお願い申し上げます。

登 第 166 号

平成19年12月5日

支 局 長 殿

松江地方法務局首席登記官

地方税法第422条の3の規定による土地又は建物の価格に関する市町村長の通知書の運用について（通知）

当局管内においては、管内市町村長から、地方税法第422条の3の規定に基づき各登記所に送付を受けた土地・家屋の評価額通知書に記載されている情報（以下「評価額情報」という。）を、登記申請人等が登記申請に当たって必要とする場合には、便宜、当該申請人等からの照会に対して当該不動産の評価額情報を開示する取扱いをしているところです。

しかしながら、本年1月31日付け民二第301号民事局民事第二課長通知により、地方税法上、登記所が評価額情報を開示できる規定はなく、また、個人情報を含むあらゆる情報の管理徹底の必要性からも、上記のような取扱いを継続することは適当でないとの見解が示されました。

そこで、平成20年1月4日から、評価額情報の非開示後の取扱いについて、別添のとおり、取り扱うこととしましたので、その事務処理につき職員に周知願います。

地方税法第422条の3の規定による土地又は建物の価格に関する市町村長の通知書の非開示後の取扱いについて

平成19年12月5日登第166号

松江地方法務局首席登記官通知

- 1 登記申請書には、固定資産税納税通知書、固定資産評価証明書、名寄せ帳等申請不動産の評価額が記載された資料の添付を求めるものとする（写しで可）。

ただし、法定添付書面ではないことに留意する。

- 2 登記申請人が評価額を知り得ない特別な理由がある場合は、次のとおり取り扱うものとする。

なお、「特別な理由がある場合」とは、評価のない土地について近傍類似地の評価により土地の価格を認定する場合又は年度途中に地目変更等があり新たに土地の価格を認定する場合等において、登記申請人（嘱託者を含む。）又はその代理人（以下「申請人等」という。）が近傍類似地の評価額情報を取得できない場合をいう。

- (1) 申請人等は、申請地番を別紙「固定資産評価通知情報請求書」に記載して評価額情報の開示を申請登記所に請求し、登記官は、当該請求が合理的理由を有することを確認した上で、近傍地の評価額情報を開示する。

なお、請求に当たって申請人等は、近傍類似地の選定について、口頭又は資料をもって意見を述べ又は必要な情報を提供することができる。

- (2) 評価額情報は、上記請求書に登記所の担当職員が必要事項を記入し、認印を押印の上、請求者に交付する。
- (3) 申請人等に交付された上記評価額情報は、登記申請書に添付する（写しでも可）。
- (4) 評価額情報の請求は、郵送によることも可とする。

- 3 地方税法第422条の3の規定による土地又は建物の価格に関する市町村長の通知書の送付を受けていない（土地ないしは家屋の一方のみを送付を受けている場合を含む。）登記所においては、固定資産評価証明無料交付の取扱い（昭和42年6月26日付民三第676号民事局第三課長通知）を継続する。

- 4 その他疑義のある事案が発生した場合には、その都度登記申請書を提出する登記所の登記官と協議するものとする。

固定資産評価通知情報請求書

平成 年 月 日

松江地方法務局

支局 御中

請求者 住所 _____
氏名 _____

(所在及び地番)

登記申請地 (_____) について、登記申請のため、

- ☐ 下記土地の評価額等に関する情報を請求します。
☐ 近傍土地 ((地目) _____) である下記土地の評価額等に関する情報を請求します。

なお、この情報は、当該登記申請以外には利用しないことを申し添えます。

番号	種別	郡・市・区	町・村	丁目・大字・字	地 番
①	土 地				
②	土 地				
③	土 地				

上記土地の評価額等は、次のとおりです。

平成 年 月 日

松 江 地 方 法 務 局

支局

番号	地 目	地 積 (㎡)	固定資産評価額 (円)	担当者印
①	宅地 田 畑 山林 原野 雑種地 ()		千	
②	宅地 田 畑 山林 原野 雑種地 ()		千	
③	宅地 田 畑 山林 原野 雑種地 ()		千	

※ 不要欄には斜線を引くこと